

## 告示

### 埼玉県告示第六百十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定による処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定により、公告する。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 監督処分をした年月日

令和三年五月六日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名（開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、事務所の別並びに登録番号

名 称	所 在 地	開設者の氏名	事務所の別	登 録 番 号
ケイアイスタ ー不動産株式 会社二級建築 士事務所	埼玉県本庄市 西富田七百六 十二―一	ケイアイスタ ー不動産株式 会社 代表取締役 塙 圭二	二級建築士 事務所	埼玉県知事 登録（三） 第一〇三二 〇号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として、建築士法第十条第一項の規定による処分を受けた。